



私達は、「船戸の森」の自然を守り、安全安心の憩いの場所であるようにと、活動するボランティア団体です。
(我孫子市の緑のボランティアに登録してあります。)



関心の深い方、賛同してくださる方は是非、一緒に活動してみませんか！
お子さんと一緒でも！



活動の内容

- ① 緑地の保全、維持管理等に必要な活動。
毎月 第2、4金曜日、第3水曜日、最終の月曜日の4回、実施しています。
都合の良い日に参加いただけます。
- ② 森にいる鳥、昆虫、木、草等の自然観察会の活動。
- ③ その他、皆さんで話し合い、
協力し合い活動していく予定です。

連絡先：七尾 04-7184-5866



船戸の森

「船戸の森の会」会則

第1条（名称）

本会は、「船戸の森の会」と称する。

第2条（目的）

本会は、自然を守り、自然に対する理解と愛着を深めるため、船戸の森が、市民の安全、安心のいこいの場所となるように活動することを目的とする。

第3条（我孫子市のみどりのボランティアへの登録）

本会は、目的の実施に当たり、みどりのボランティア（我孫子市緑ボランティアの設置及び活動に関する要綱）に登録する。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行う。

- （1）生態系を良好に維持するための活動。
- （2）自然環境調査に関する活動。
- （3）自然観察会等に関する活動。
- （4）緑地の保全、維持管理等に必要な活動。

第5条（会員）

- （1）「我孫子市緑ボランティアの設置及び活動に関する要綱」の登録資格に該当し、第4条の活動を行うものを会員とする。会員は、総会において、議決権を有する。
- （2）家族会員の加入を認める。ただし、議決権は有しない。

第6条（賛助会員）

船戸の森の会の趣旨に賛同し、会に協力していただける個人、団体を、賛助会員とする。

第7条（役員）

- （1）会の役員として、代表1名、副代表若干名、担当役員を数名おき、総会で選出する。任期は、1年とし再任を妨げない。
- （2）代表は、会を代表し、会全体を取りまとめる。副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第8条（担当）

会の運営のため次の担当を置く。

- （1）基礎作業担当
- （2）イベント担当
- （3）広報担当

第9条（会費）

- （1）会員の会費は、年間1,000円とする。
- （2）家族会員の会費は、無料とする。
- （3）賛助会員の会費は、年間、1口1,000円（以上）とする。

第10条（事業年度と会計）

- （1）本会の事業年度は、4月1日から、翌年3月31日とする。
- （2）会計1名、監査1名おく。
- （3）10周年記念事業準備のため、平成26年から、特別会計を設定し、毎年2万円の基金を特別会計に、積み立てる。

付則

1. この会則は、平成22年4月1日より施行する。
2. この会則は、平成26年5月17日一部改正する。